

# 美浜区役所接遇向上委員会設置要綱

## (設置)

第1条 美浜区役所全職員の接遇に対する意識改革を行い、市民（お客様）の立場に立った接し方を旨とするとともに、職場全体における区民サービスの向上を図るため、美浜区役所接遇向上委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 接遇向上の方策の検討に関する事
- (2) 接遇向上を図るための事業の実施に関する事
- (3) その他、接遇向上を図るために必要な事項に関する事

## (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

## (委員長)

第4条 委員長は、総務課課長補佐の職にある者をもって充て、委員会を所掌する。

## (委員)

第5条 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充て、それぞれの職場の課長補佐を推進者とする。

## (委員会)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課管理班主査が処理する。

## (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成20年6月20日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成22年10月12日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表第 1

総務課課長補佐

地域づくり支援課課長補佐

市民総合窓口課課長補佐

高齢障害支援課課長補佐

こども家庭課課長補佐

社会援護課課長補佐

健康課課長補佐

各課長が推薦するもの（各課 1 人）